

奥州市社会福祉協議会事業評価委員会設置要綱

(目的)

第1 奥州市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、発展・強化経営計画に基づき、事務事業の見直しにおける自己点検・評価結果の妥当性の判断と客観性を高めるため及び補助金・受託金等財源の適正性、経済性、効率性、有効性を検証するための評価を実施するため、事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2 委員会は、本会が実施する自己点検・評価の結果について、協議、検討及び評価を行い、本会の地域福祉等の向上に資する提言を行う。

(組織)

第3 委員会は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、本会の別表に掲げる関係機関若しくは地域福祉事業について理解のある者等のうちから会長が選考し、委嘱又は任命する。

3 委員会には、委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者を出席させることができる。

(任期)

第4 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(委員長等)

第5 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は、委員のうちから会長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第6 委員会の委員は、この要綱に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、総務財政課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表（第3 関係）

関係機関

No.	区 分
1	住民自治組織（振興会関係者）
2	奥州市民生児童委員連合協議会
3	商工関係者
4	奥州市行政区長協議会
5	ボランティア関係者
6	行政関係者（奥州市福祉部）
7	社会福祉法人施設経営者
8	公募
9	奥州市社会福祉協議会常務理事